

75-76

論 説

ジュニア期エリート陸上競技選手の受傷経験 …………… 松尾信之介 1

研究ノート

実務経験から「スポーツと行政」の現状を捉える一考察 … 寺脇 久人 19

彙 報 …………… 35

掲載論文要旨 …………… 38

大阪学院大学  
人文自然学会

2018



# ジュニア期エリート陸上競技選手の受傷経験

松尾 信之介

## The injury experience of junior elite track and field athletes

Shinnosuke Matsuo

### **【Abstract】**

The injuries in track and field athletes are serious factors directly linked to the performance of the competition. Especially injuries of junior athletes are greatly affected by surrounding environment such as coaches and medical facilities. Revealing the detailed injury status of each event and the correspondence after injury will help to reduce the injury in the future. The purpose of this study was to clarify the injury tendency of elite junior athletes.

For the 34 male and female athletes of high school elite athletes, the sites which experienced pain in the past were investigated regardless of the diagnosis name. As a result, the part which felt the pain was many in the order of the foot/lower thigh, hamstring, lower back. The foot/lower thigh was significantly larger in the jumpers, the hamstring was significantly larger in printers/hurdlers. There was no gender difference in the tendency of injured site. 27% of cases did not report or consult to the coach when feeling pain, and 68% of cases had pain for more than 1 month. Also, 46% resumed practice within a week, but pain was lost in that period was 13%.

The ankle sprains and fractures occupied half of pain in the foot/ankle, and there were a small number of pain in the medial part of tibia and fatigue fractures of the lower thigh. Some cases were resulted at accumulation of fatigue and a lot of practice amount. Pain in the hamstring was the most in the proximal part, then the distal lateral part, and many cases were during sprinting in high speed. In the lower back pain, the half of cases were caused by extension of the trunk, and chronic and sudden ones were comparable numbers of cases.

Key words : junior athlete, foot and lower thigh, hamstring, lower back, site of injury

## 【緒 言】

スポーツ選手における身体の痛みは、競技パフォーマンスを低下させるだけでなく、長期的な練習計画や試合計画の立案、チーム運営などを阻害する因子となる。またジュニア期の受傷はその時点での競技結果だけでなく、将来的な競技人生や、身体の発育発達への影響、競技終了後の生活への影響も考えられる重大なものである。陸上競技選手における傷害の実態はこれまでも調査されているが、全年代に対するもの（白木, 2002, 増田, 2010）と高校生の年代に対するもの（鎌田ら, 2015, 2017）が報告されている。これまでの報告は診断名を基準としたものであることから、医師の診断を受け診断名が確定しているか、傷害名が明確に選手に認識されているものに限って回答されている可能性が高い。またそれぞれの傷害の症状についても、腰痛や大腿後面肉離れというように、どのような動作で痛いのか、どの部位が痛いのかという競技現場での傷害の評価に結びつくような情報が調査されていない。

高校生を中心とするジュニアの年代は、部活動での練習が中心であり、身体各所に痛みが生じた際に最も身近にいる相談者は教員やコーチといった指導者である。医学的な知識や経験を持った指導者であれば的確なアドバイスを送ることもできるであろうが、通常は病院や治療院、または学校や都道府県の強化に関わるトレーナーなどに相談することが多くなると考える。この選手、指導者、医療従事者の協力体制が充実していれば、たとえ受傷したとしても回復に向けた方策が正しく取れる。しかし指導者への報告不足や病院と治療院の区別が明確でない場合、受傷後の対応や練習計画に不備が生じる可能性があり、特にジュニア期の選手は周囲の環境に受傷後の対応や復帰計画が影響を受けやすい。

また受傷に結びつく選手感覚としての予兆や環境面の影響、受傷後の対応などを知ること、今後のジュニア期の陸上競技選手の受傷を減らすための一助となると考える。

そこで本研究では、まず日本を代表する競技レベルであるジュニア競技者を対象とし、診断名を基準としないこれまでに痛みを感じた事例について調査を行い、トップレベルジュニア選手の受傷傾向を明らかにすることを目的とした。

## 【方 法】

### 1. 対象者

高校生陸上競技者男性18名、女性16名の計34名を対象とし調査を行った。対象者は公益財団法人日本陸上競技連盟が主催したオリンピック育成競技者研修合宿の参加競技者で、いずれも全国高校総体や国民体育大会等、全国規模の競技会でも上位入賞を果たしている競技者である。身体的特性は表1の通りである。

表1 被験者の身体特性

	男		女		計	
	平均	S.D.	平均	S.D.	平均	S.D.
年齢(years)	18.2	±0.5	17.9	±0.9	18.1	±0.7
身長(cm)	180.6	±7.6	166.7	±5.0	174.0	±9.5
体重(kg)	71.5	±10.8	58.0	±6.9	65.1	±11.4

## 2. 調査方法

質問紙を用い、過去に経験した痛みを振り返る調査を行った。調査内容は下記8項目について選択式の質問とした。

①痛みを感じた部位 ②受傷後の相談相手（複数選択可）③受傷後に練習を停止した期間 ④痛みが継続した期間 ⑤受傷時の状況 ⑥受傷に影響したと考えられる身体や練習の状況（複数選択可）⑦痛みの程度 ⑧受傷後に重点的に行ったこと（複数選択可）

今回の調査では医師による診断名が明らかかどうかに関わらず、痛みを感じたもの全てを記載することとした。また過去に複数回受傷経験がある場合には、その全てにおいて各項目に回答を行った。同一部位を複数回受傷した場合にも別の傷害として記載し、再受傷である旨を確認した。なお本調査では、突発的な外力による損傷である外傷と、構造体に対して繰り返される力による慢性的な障害の両方を含めた、痛みを伴うもの全てを傷害と定義した。

## 3. 分析方法

男女間の受傷部位の差、および種目間の受傷部位の差については、Microsoft Excel for Mac (ver. 16.10) を用いて、カイ二乗検定を行った。対象者数が少数であることから、優位確率を10%とし、優位差が生じた場合には残差分析を行った。

専門とする種目の分類は表2の通りである。今回の対象者の中には、800mを専門とする選手が男性2名、女性1名いた。しかし中距離としてグループ分けするには非常に少数であり、いずれも400mでも全国高校ランキングで上位に位置しているため、今回は短距離選手として集計を行った。また混成競技を専門とする選手が男性1名いたが、混成種目としてのグループ分けは困難であり、110mHにおいて全国優勝を果たしていることから、ハードル選手として集計を行った。

表2 被験者の種目分類

	男	女	計
短距離・ハードル	10	8	18
跳躍	5	4	9
投擲	3	4	7
計	18	16	34

## 【結 果】

### 1. 傷害全体

対象者が過去に痛みを感じた部位を図1に示した。足部や下腿の痛みが32件と最も多く、傷害全体の43%を占めた。次いで大腿部後面に位置するハムストリングの痛み、もしくはハムストリングに起因すると考えられる坐骨結節付近の痛みが19件で25%、腰部の痛みが13件で17%であった。

図2には、痛みを感じた後、誰に報告、相談を行ったかを示した。指導者である教員やコーチには55件73%の事例で報告が行われていた。また病院を受診し、医師へ相談した事例は27件36%と少ないのに対し、整骨・接骨院や鍼灸院をはじめとした治療院を利用した事例が47件63%と多かった。

図3には練習を中断した期間を、図4には痛みが継続した期間を示した。練習中断期間、痛みの継続期間ともに最も多かったのは1ヶ月から3ヶ月であった。また痛み伴う傷害であったにもかかわらず、練習を中断した期間がなかった事例は18件で全体の24%であった。練習を中断しなかった事例を含め、1週間以内に練習を再開したのは34件で全体の46%であったが、1週間以内に痛みが消失したと回答したのは10件で全体の13%と、痛み消失を待たずに練習復帰している事例が多くみられた。

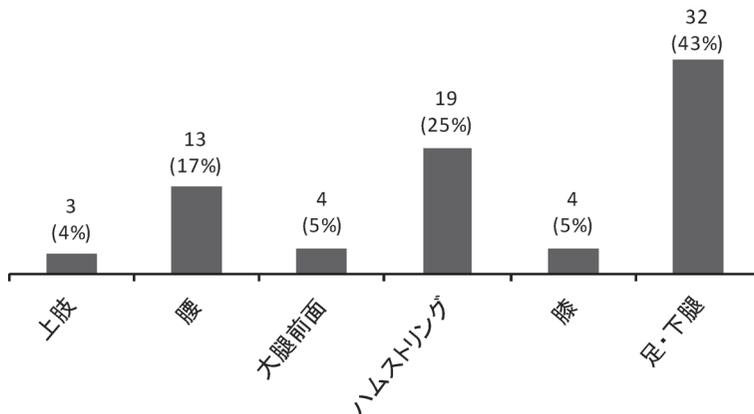


図1 受傷したことがある部位 (件(%))

ジュニア期エリート陸上競技選手の受傷経験

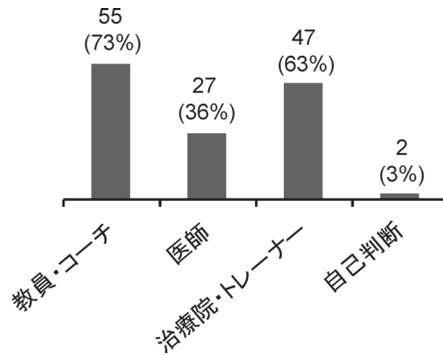


図2 痛みを感じた後の相談相手 (件(%))

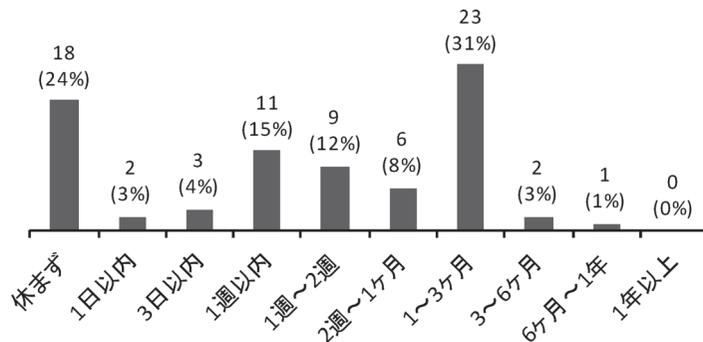


図3 練習を中断した日数 (件(%))

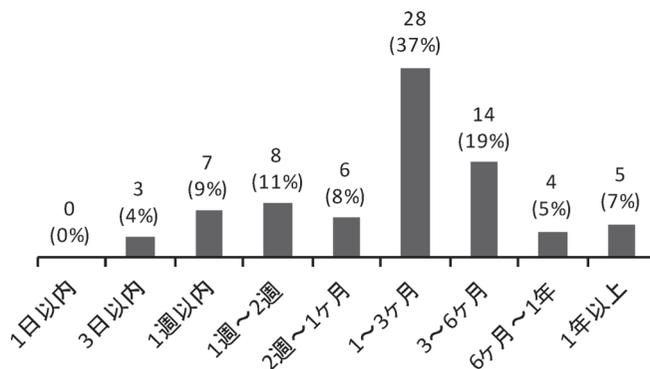


図4 痛みの継続日数 (件(%))

2. 好発受傷部位の詳細

表3に男女別の傷害経験部位とカイ二乗検定結果を示した。 $\chi^2=5.15$ , 自由度5,  $p=0.40$ であり, 男女の受傷部位の傾向には有意差が認められなかった。男女ともに足部や下腿の痛みが最も多く, 次いでハムストリング, 腰の順となった。

表3 受傷経験部位の性差 (件(%))

	男	女
ハムストリング	11(29.7%)	8(21.1%)
腰	5(13.5%)	8(21.1%)
足・下腿	16(43.2%)	16(42.1%)
大腿前面	2( 5.4%)	2( 5.3%)
膝	3( 8.1%)	1( 2.6%)
上肢	0( 0.0%)	3( 7.9%)

$$\chi^2(5)=5.15, p=0.40n.s.$$

表4に種目ごとの受傷部位カイ二乗検定結果を示した。  $\chi^2=18.10$ , 自由度10,  $p=0.05$  であり, 種目ごとに受傷部位の傾向に差があることが明らかとなった。 残差分析による差の検定により, ハムストリング受傷は短距離・ハードル選手で有意に多かった。 足部・下腿は跳躍選手で有意に多く, 短距離・ハードル選手でも多い傾向にあった。 大腿前面は短距離・ハードル選手に多く, 上肢は投擲選手に多く, 短距離・ハードル選手に少ない傾向がみられた。

表4 受傷経験部位の種目間差 (件(%))

	男		女	
ハムストリング	15(34.1%)*	2(11.1%)	2(15.4%)	
腰	7(15.9%)	2(11.1%)	4(30.8%)	
足・下腿	15(34.1%)+	12(66.7%)*	5(38.5%)	
大腿前面	4( 9.1%)+	0( 0.0%)	0( 0.0%)	
膝	3( 6.8%)	1( 5.6%)	0( 0.0%)	
上肢	0( 0.0%)*	1( 5.6%)	2(15.4%)*	

$$\chi^2(10)=18.10, p=0.05$$

残差分析により+ :  $p < .10$ , \* :  $p < .05$

図5から図13, および表5から表7までは特に受傷の多かった足部・下腿, ハムストリング, 腰部に関して, それぞれ痛みを感じた部位の詳細, 受傷前・受傷時の状況, 痛みの程度, 受傷後に重点的に実施したことを示した。

## 2.1 足部・下腿

表5には受傷前と受傷時の状況を示した。 足部・下腿は練習中での受傷が19件59%を占め, 予兆のない突発的なもの(9件22%), 疲労の蓄積(10件24%), 練習量過多(10件24%)といった状況に分かれた。 受傷時の状況はいつの間にか(9件28%)といった慢性障害を示す状況と, 衝突や何か物体を踏んだ(7件22%)といった突発的な外傷性のもの, またジャンプ中(8件25%)といった動作に起因するものに分かれた。 図5には足部

や下腿の痛みの詳細を示した。足関節捻挫による靭帯損傷や骨折など外傷性のものが15件、47%で約半数を占めた。受傷時の痛みの程度（図6）は、歩行程度でも痛みを生じた事例が15件47%と最も多かった。受傷後（図7）の対処としてはアイシング（25件81%）が最も多く、他に湿布（11件35%）やテーピング（12件39%）が行われていた。

表5 足・下腿の受傷前・受傷時の状況（件(%)）

受傷前の状況		受傷時の状況	
疲労の蓄積	10(24%)	練習中	19(59%)
練習量が多い	10(24%)	試合中	12(38%)
予兆なし	9(22%)	授業中	1(3%)
練習強度が高い	4(10%)	いつの間にか	9(28%)
筋・関節の硬さ	2(5%)	ジャンプ中	8(25%)
暖かった	2(5%)	衝突・踏んだ	7(22%)
W-up 不足	1(2%)	全力競技中	3(9%)
寒かった	1(2%)	Jog・流し中	3(9%)
水分不足	1(2%)	以前の痛みが再び	1(3%)
その他	1(2%)	その他	1(3%)

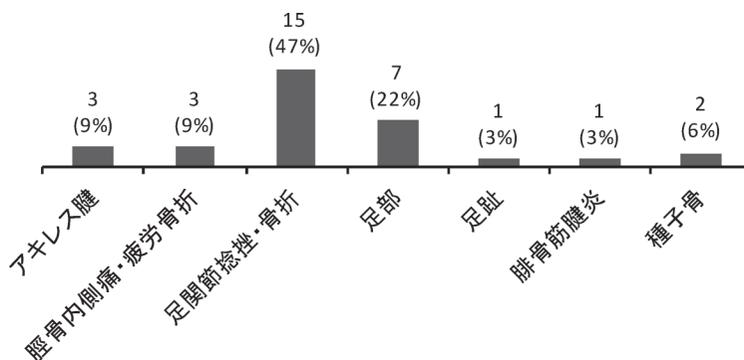


図5 足・下腿の痛みの内訳 (件(%)）

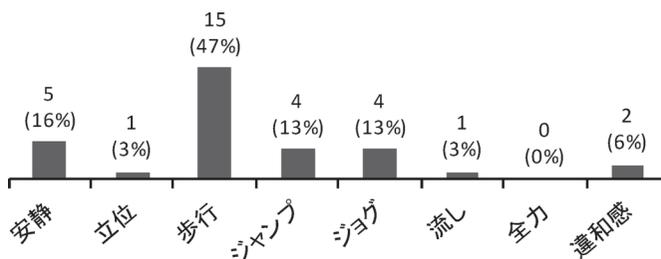


図6 足・下腿受傷時の痛みを感じる最低の動作 (件(%)）

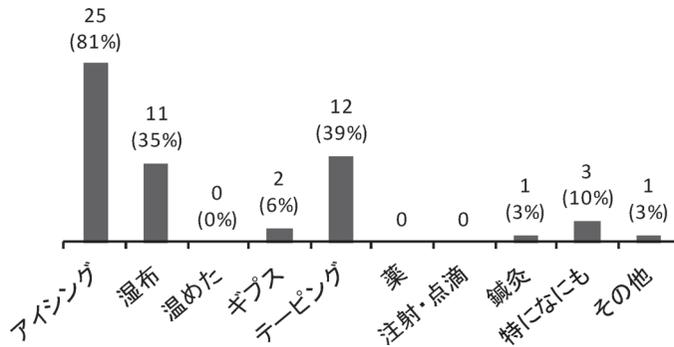


図7 足・下腿を受傷後に特に行ったこと (件(%))

## 2.2 ハムストリング

ハムストリング受傷は練習中と試合中が約半数ずつをしめ、全力走時の受傷が半数以上を占めた(表6)。予兆のない突発的な事例が7件29%で最も多く、次いで疲労の蓄積(4件17%)、暖かい気候(3件13%)、練習強度の高さ(3件13%)の順となった。図8にはハムストリング受傷時に、特に痛みを感じた部位について示した。近位と回答した事例が8件42%と最も多く、次いで遠位外側(5件26%)、坐骨周囲(4件21%)となった。痛みの程度(図9)は安静でも痛みを感じた事例と、歩行で痛みを感じた事例が6件32%で同程度であった。流しと言われる努力度、速度ともに全力走よりも落とした走りでも痛みを感じる比較的軽傷のものが4件21%であった。ハムストリング受傷後の対応(図10)では多くの選手(14件78%)がアイシングを行っており、5件(28%)がテーピングによる固定を施していた。他の部位に比べると、投薬(2件11%)や注射、点滴(2件11%)を行った事例が複数あった。

表6 ハムストリングの受傷前・受傷時の状況 (件(%))

受傷前の状況		受傷時の状況			
予兆なし	7(29%)	練習中	10(53%)	全力走中	11(58%)
疲労の蓄積	4(17%)	試合中	9(47%)	いつの間にか	7(37%)
暖かかった	3(13%)			ジャンプ中	1(5%)
練習強度が高い	3(13%)				
練習量が多い	2(8%)				
ストレッチ痛あり	1(4%)				
筋・関節の硬さ	1(4%)				
水分不足	1(4%)				
筋力不足	1(4%)				

ジュニア期エリート陸上競技選手の受傷経験

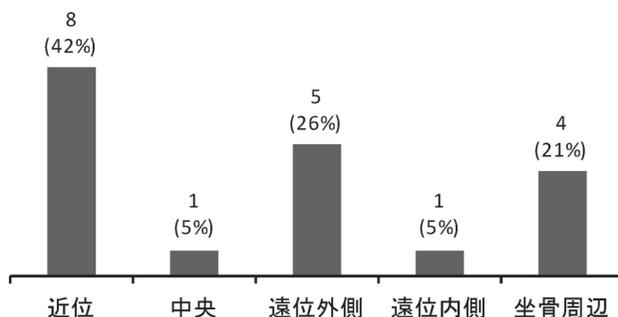


図8 痛みを感じたハムストリングの部位 (件(%))

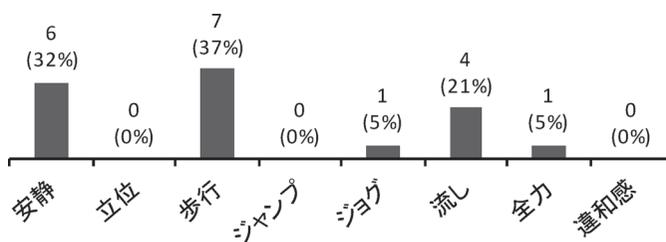


図9 ハムストリング受傷時の痛みを感じる最低の動作 (件(%))

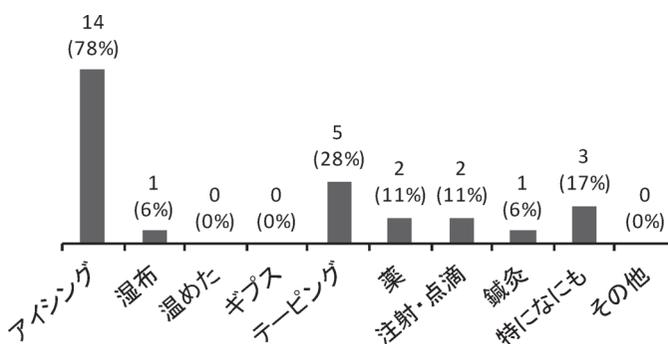


図10 ハムストリングを受傷後に特に行ったこと (件(%))

### 2.3 腰部

腰部の受傷は練習中のものが10件77%と大半を占め、受傷機転もいつの間にかといった明確でないものが6件46%と最も多かった(表7)。受傷前の状況としては疲労の蓄積によるものが6件35%と最も多かったが、練習の強度(3件18%)や量(2件12%)によるもの、筋力不足(2件12%)、予兆なし(2件12%)と受傷に影響を与えたと考えられる項目については分散した。図11には腰部に痛みを感じた際に、特にどの様な動作で痛みが強かったかを示した。4件(31%)が不明と回答しているものの、体幹の後屈時に痛みが強かった事例が6件で46%と、およそ半数を占めていた。痛みの程度(図12)は安静時痛が4件(31%)、立位での痛みが2件(15%)、歩行での痛みが3件(23%)と比較的重症である事例が大半を占めた。受傷後の対応(図13)では4件31%の事例でアイシングを

行っており、足部下腿やハムストリング受傷に比べるとアイシング実施は少なかった。

表7 腰部の受傷前・受傷時の状況 (件(%))

受傷前の状況		受傷時の状況			
疲労の蓄積	6(35%)	練習中	10(77%)	いつの間にか	6(46%)
練習強度が高い	3(18%)	試合中	3(23%)	全力競技中	2(15%)
練習量が多い	2(12%)			ジャンプ中	2(15%)
筋力不足	2(12%)			ウエイト・補強中	2(15%)
予兆なし	2(12%)			以前の痛みが再び	1(8%)
寒かった	1(6%)				
筋・関節の硬さ	1(6%)				

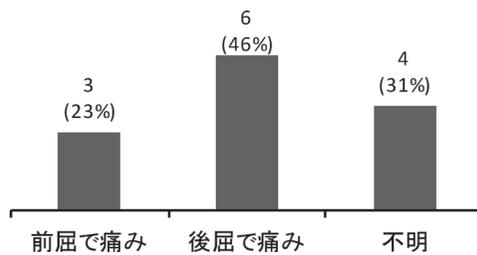


図11 腰部に痛みを感じる動作 (件(%))

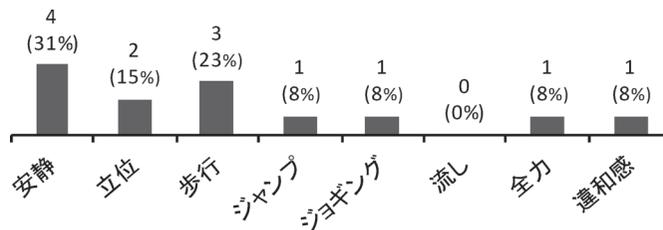


図12 腰部受傷時の痛みを感じる最低の動作 (件(%))

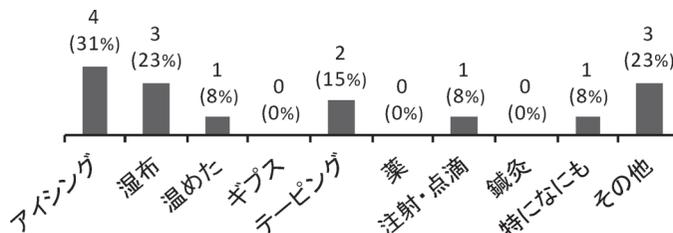


図13 腰部を受傷後に特に行ったこと (件(%))

## 【考 察】

## 1. 傷害全体

傷害全体については、受傷経験のある部位は足部・下腿、ハムストリング、腰部の順に多く、これまで日本陸上競技連盟が陸上競技者を対象として行った過去の調査と概ね一致していた（白木, 2002. 増田, 2010. 鎌田ら, 2015, 2017）。また他の競技と比較すると膝の受傷が少ない（渡会ら, 2014）ことも陸上競技者の特徴といえる。部位ごとの詳細については後述する。

受傷後に報告や相談を行った相手（図2）については、教員やコーチなど指導者への報告は55件（73%）の事例で行われていたが、即ち27%の事例では指導者は受傷に関して報告を受けずにいることが明らかとなった。指導者は練習計画や競技会参加の計画を選手に提案、指示する必要があるが、大半の指導者が選手の体調や受傷状況なども含めて、それら計画を立案していると考えるが、3割弱の事例で指導者に受傷の報告を行っていないという結果となった。このことは痛みを感じた場合の練習の継続判断に影響する。図3より、痛みがあるにも関わらず、練習は1日も中断せず継続している事例が18件（24%）あり、また34件（46%）は1週間以内に練習を再開しているが、図4の通り、1週間以内で痛みが消失しているのは10件（13%）であった。本調査では、練習再開を明確には定義して調査していないため、軽微なトレーニングやリハビリテーションなどから再開している可能性も考えられるため、練習再開が必ずしも痛みを悪化させるような練習とは限らず、練習内容選択の基準や負荷の上げ方については不明である。しかし3割ほどの事例で指導者が選手の痛みを把握しておらず、また痛みが消失していないにも関わらず練習を継続しているということは、痛みを報告していない選手と指導者の関係性や、痛みを有しながら練習を継続し、結果的に痛みの消失期間を引き延ばしているということの重要性を考える必要がある。図子（2014）は、コーチというのはあらゆる能力が要求される全人的存在とした上で、コーチングに関する過去の研究内容を検証したところ安全や事故防止に関する記述がみられないということ述べている。選手の健康状態の把握、とりわけ運動器の痛みについては把握をしておかなければ指導計画にも影響を及ぼし、競技成績に影響するものである。しかし指導者から選手への一方向的な指導行動となっている場合には、選手の現状把握がおろそかになっている可能性が考えられ、本研究の結果もその一例となっている可能性がある。

痛みを有する場合の対処（図2）については、医師に相談している事例が27件（36%）、整骨・接骨院や鍼灸院をはじめとした治療院や、医療資格は不明であるが学校や国体チームのトレーナーに相談している事例が47件（63%）であった。しかし痛みの継続日数（図4）をみると、1ヶ月以上痛みを有している事例が51件（68%）あり、約半数は医師の診断なく1ヶ月以上痛みを引き延ばしているということになる。本来であれば受傷

後に医療機関を受診し適切な診断がなされた上で、必要であれば治療院を利用し、さらなる評価、治療が行われるべきであろうと考える。また治療院利用後であったとしても、痛みが長期間に及ぶような場合には、治療家やトレーナーは病院の受診を勧めるべきであるし、適切に医師と連携する必要がある。日本体育協会が認定するアスレティックトレーナーの役割としても、トレーナーは医学的診断、治療を行うドクターと、技術面、戦術面の指導を担うコーチとの間を取り持つパイプ役となる必要があると定義されている(山本, 2008)。本調査で回答された治療院が必ずしもこの定義が当てはまる役職とは限らないが、受傷初期や慢性化した痛みが長引いている傷害の診断や評価は、その後の復帰計画を考える上で非常に重要であるため、医療機関の適切な受診方法の啓蒙や、治療院との協力体制をより強固にすることが、選手の早期復帰や再発予防にも繋がると考える。

## 2. 好発受傷部位の詳細

性差については、これまでの研究(鎌田ら, 2015)では、大腿部の肉離れは女性が前面に後発しているということなどが報告されているが、本研究では明確な性差はなかった。これは競技レベルによるものなのか、女性の競技者が少なかったからかは不明である。

### 2.1 足部・下腿

足部・下腿の痛みを訴えたのは跳躍選手に有意に多く(表4)、過去の全年代を対象とした調査(白木, 2002. 増田, 2010)とも一致した。過去のインターハイ出場者を対象とした調査では、足部や下腿の疲労骨折は長距離選手に多く、跳躍選手が特に多いということではなく(鎌田ら, 2017)、本研究でも脛骨内側の痛みや下腿の疲労骨折の割合は少なかった。痛み状況を詳細にみると、足関節捻挫や足関節の骨折が最も多く、次いで足部の痛みとなった。これまでも足関節周囲の受傷では足関節捻挫が最も多く報告されている(白木, 2002. 増田, 2010)。受傷時の状況から衝突や何かを踏んだという明確な外傷性の傷害が7件(22%)も生じている。このことから、足関節捻挫や骨折と回答された事例のうち、外傷性であるものは安全管理によって防ぐことが可能な事例であったと考えられる。いつの間にか受傷したと回答された慢性的な障害である事例は9件(28%)であるが、ジャンプ中(8件25%)や全力競技中(3件9%)との回答の中にも慢性障害は含まれていると考えられる。ジャンプ中に痛みを生じた事例は、ハードルか跳躍の選手であったが、いずれの選手も足関節捻挫、骨折と回答していた。これは踏切動作時の大きな地面反力と、特徴的な足部、足関節の挙動による足関節周囲の痛みが含まれていると考えられる。受傷時の状況は、外傷性とみられる予兆のない突発的な受傷が9件(22%)出会ったが、慢性的な障害とみられる疲労の蓄積や練習量の多さは合わせると20件(48%)で、慢性症例が半数近くを占めている。練習強度の高さよりも、練習量や練習スケジュールによると選手が感じている事例が大半であり、気温の影響や筋、関節の硬さといった因子も少

なかった。アキレス腱痛や脛骨の内側が痛い、いわゆるシンスプリント (Medial Tibial Stress Syndrome), あるいは同部位の疲労骨折はともに少なかった。一般的にシンスプリントや下腿の疲労骨折は他競技に比べると陸上競技者に多いとされる障害であり、今回のトップレベルの選手では当てはまらなかったが、アキレス腱や足部の障害と合わせると、慢性障害とみられる事例は半数近くになる。痛みの程度も、歩行で痛みを感じる事例が半数近くあり、30件 (95%) が痛みなく全力走を行うことができない重症度であった。今回ジュニアトップレベルの跳躍選手に多いということからも、足部や下腿の痛みは、ジャンプ系のトレーニングの練習量や休養の取り方を調整する必要があると考える。ハードルジャンプやバウンディングといったジャンプ系トレーニング種目は、瞬発的な筋力発揮や、姿勢のコントロールなど複合的な練習手段として、跳躍選手だけでなく陸上競技者が多く取り入れる種目である。一方これらのトレーニング種目は身体への負荷も高く、その場で鉛直方向に連続して弾む両足のリバウンドジャンプで体重の約5倍 (荊山ら, 2012), 左右足を交互に着き、前方へ大きく弾むバウンディングで体重の約7倍 (荊山ら, 2014) の地面反力が報告されている。当然骨や靭帯、筋への負荷も高いことから、実施には頻度と量の加減が重要と考える。

## 2.2 ハムストリング

大腿後面に位置するハムストリングの痛みは短距離・ハードル選手が有意に多く経験していた (表4)。このことは過去の調査 (白木, 2002, 増田, 2010) とも一致する。受傷機転としては、全力走中の突発的な受傷が最も多かったが、慢性症例ともいえるいつの間にか痛みを感じた事例も7件で4割ほどあった。要因としては外傷性と考えられる予兆なしが7件 (26%) だが、疲労をあげている選手も4件 (17%) いた。また足部や下腿の症例とは異なり、気温や練習強度を要因としてあげている選手が複数いた。

ハムストリングは、坐骨結節から起始し、大腿二頭筋長頭が下腿外側の腓骨頭に、半腱様筋、半膜様筋は下腿の脛骨内側に停止する (Standring, 2008)。これらはいずれも二関節筋であり、また疾走時には支持期前後の伸張性収縮により肉離れの多い筋とされている (Burkett, 1975, 奥脇, 2005)。痛みを最も感じていた部位は近位で、坐骨結節周囲と合わせると12件で63%に及んだ。次いで多かったのは遠位外側で、大腿二頭筋の遠位、もしくは腱部分や付着部周辺を示している。大腿後面の中央部分や遠位内側部分の痛みを生じた例は少なかった。伸張性の筋収縮が生じた際には、短縮性の収縮に比べ筋腱移行部での損傷が起こりやすいとされている (Tidball et al., 1993) ことから、中央部より、近位、または遠位の筋腱移行部での痛みが中心となったと考えられる。また遠位部の痛みでは内側の事例は非常に少なく、大半が外側であった。奥脇 (2005) は、接地間近の振り戻し動作では内側 (半腱様筋、半膜様筋)、接地後の蹴り出し時には外側 (大腿二頭筋) に肉離れを生じやすいとしている。股関節は支持期全般にわたり終始伸展されており、大殿筋やハム

ストリングによって伸展トルクを生んでいる。膝関節は支持期中、外側広筋や内側広筋といった大腿部前面の膝に近い筋により常に伸展トルクを発揮しているが、膝関節自体は支持期前半は屈曲し、支持期後半は伸展している（馬場ら, 2000）。このことから、支持期中盤から後半にかけては、ハムストリングは伸張性収縮をしており、支持期後半以降の受傷につながると考えられる。また股関節の伸展から支持期にかけては大殿筋やハムストリングだけでなく、内転筋群の働きが重要であることも報告されており、特に内側ハムストリングを構成する半膜様筋の内方に位置する大内転筋は、股関節伸展時や片脚支持に大きな活動を示している（松尾ら, 2011, 2012）。筋の伸張性収縮が筋腱の損傷を引き起こす際には、これらハムストリング以外の筋の協調性も重要であると考えられる。その本調査では選手が疲労の蓄積や練習強度の高さを大腿部の痛みの要因として感じていた。これは、ハムストリングの疲労だけでなく、その他協働すべき筋の活動が疲労により低下したり、協調性が失われたりすることにより、発生している可能性が考えられる。

### 2.3 腰部

腰部の受傷の割合は種目間で有意な差はみられなかった（表4）。過去の調査（白木, 2002, 増田, 2010）では投擲選手に腰痛が多いとされている。本調査ではいずれの種目の選手にも腰部の痛みがみられ、これはサッカーや野球など他の競技者と比較（池辺, 2010, 渡会ら, 2014）すると、部位別の割合としては陸上競技者に多い傷害といえる。運動が誘引となる腰部の痛みの主な診断としては、一般に筋筋膜性腰痛、腰椎椎間板ヘルニア、椎間関節炎、腰椎分離症、腰椎すべり症、坐骨神経痛などが挙げられるが、明確な画像所見を得ていないものや診断名が確定していない場合も多々存在する。痛みを感じる要因（表7）としては疲労の蓄積が最も多く、受傷機転が明確でないいつの間にか痛かった事例が半数を占めているため、慢性障害としての腰痛が多く存在していると考えられる。一方で全力競技中、ジャンプ中、ウエイト中といった動作中の受傷も合わせると6件で45%となり、外傷性のものと慢性のものも混在していると考えられる。図12からは、立位や歩行程度、あるいは安静状態で痛みを生じているのは合わせて9件（69%）であることから、腰痛の重症度が大きいことが伺える。

本調査では痛みを生じる特徴的な動き（図11）として、腰椎椎間板ヘルニアや腰部の筋損傷の特徴的な痛みの出現動作である前屈時の痛みは多くはなかったが、動作時痛が不明なもの4件（31%）存在した。これは全力運動中などに受傷しており、比較的重症度が高く、痛みを伴う動きの判定が自分では難しかったものと考えられる。また後屈と回答した事例が半数ほどあった。後屈を主たる痛みの特徴とするのが椎間関節炎や腰椎分離症などであるが、いずれも腰部の伸展や回旋動作により上位腰椎の下関節突起と下位腰痛の上関節突起によって構成される椎間関節への機械的な刺激が誘因となる。泉ら（2007）はボクシング競技において、攻撃や防御動作の中で体幹の急激な伸展や回旋の動きが要求さ

れ、腰椎分離のリスクとなりうると報告している。陸上競技において体幹部の大きな捻転動作が求められるのは投擲種目であるため、投擲選手における腰部の痛みが多いという結果の一因となったと考えられる。投擲選手は、下肢で生み出したエネルギーを投擲物に伝達する際に、1度で大きな負荷に抗する力が体幹部に求められる。宮崎ら（2016）は円盤投げにおいて腰と肩の捻転差が体幹筋群に伸張-短縮サイクルを生じさせ、下半身から上半身への角運動量の伝達に関わっていると報告している。田内（2009）は、体幹の捻転動作が、投擲におけるより大きなエネルギー発揮の前提となる動作であることを示唆している。一方、脊柱の構造としては椎間関節の関節面の形状から、体幹回旋に長けているのは腰椎よりもむしろ胸椎である（Kapandji, 2007）ことから、腰部の伸展性の痛みの予防には、胸背部の可動域確保と体幹捻転動作を腰部だけに頼らない技術的改善が必要と考える。また腰椎の伸展動作は大腰筋や腸骨筋、大腿直筋などの股関節屈筋の緊張によっても強調される（Schunke et al., 2007）ことから、疲労による股関節屈筋の緊張や体幹保持機能の低下による腰痛が発生していることも推測される。

腰部に痛みを生じた後の対処（図13）として、4件の31%がアイシングを行っている。これは他の部位に比べると明らかに少ないが、温めたと回答された事例も1件のみであった。これは腰部に痛みを生じた際の対応に選手が迷いを感じている可能性がある。足部下腿やハムストリングの受傷ではアイシングを受傷後に行った事例が8割ほどであった。RICE 処置としてのアイシングがジュニア期の選手にも浸透していると考えられるが、腰部に関しては痛みを生じた際の対応についてジュニア選手にもわかりやすい指針がない状況と捉えられる。受傷後の対応に加えて、上記股関節屈筋の疲労などを踏まえた、腰背部の正しい動き作りや、予防としての体幹トレーニング、股関節屈筋のストレッチ方法など、腰痛の予防になる手法の啓蒙がより必要であると考ええる。

## 【ま と め】

高校生トップレベルの陸上競技者男女34名の傷害調査を行ったことで、以下のことが明らかになった。

1. 痛みを感じたことがある部位は足部・下腿、ハムストリング、腰部の順に多かった。  
足部・下腿は跳躍選手に、ハムストリングは短距離・ハードル選手に有意に多い傷害であり、受傷部位の傾向に性差はなかった。
2. 痛みを感じた際に指導者に報告や相談をしていない事例が27%存在した。
3. 痛みが1ヶ月以上続いた事例が51件で68%存在した。また34件（46%）は1週間以内に練習を再開しているが、その期間で痛みが消失しているのは10件（13%）であった。
4. 足部・下腿の痛みは足関節捻挫や骨折が半数を占め、脛骨内側の痛みや下腿の疲労骨折は少数であったが、必ずしも突発的なものではなく、予兆のない場合、疲労の蓄積

や練習量の多さを感じていた場合が多くあった。

5. ハムストリングの痛みは、大腿後面の近位部に最も多く、次いで遠位外側であり、全力走中の受傷が多かった。
6. 腰部の痛みは、体幹伸展時に痛みを生じるものが多く、慢性的なものと同発的なものが同程度であった。

本調査ではジュニア期の国内トップレベルの選手を対象に調査を行った。そのため調査対象者が非常に少なく、種目間、男女間、部位別間の傾向を明らかにするには少ないデータである。特にカイ二乗検定を行った男女間、種目間については、期待度数が5未満の項目が20%以上あり、カイ二乗検定の精度としては低いものである (Cochran, 1954)。但し、インターハイや国体等において優勝、あるいは上位入賞するジュニア選手の身体の状況や、受傷時の感覚を知ることは、競技レベルごとの受傷傾向を知る上で有益な情報であると考えている。今後、一般的な競技レベルの選手の傾向については調査を行い、競技レベルが異なる選手の受傷部位の違いや、受傷時の状況や感覚の違いを比較することで、一般レベルの選手の競技力向上の一助となる基礎資料になり得ると考える。

#### 【参考文献】

- ・馬場崇豪, 和田幸洋, 伊藤章 (2000) 短距離走の筋活動様式. 体育学研究, 45: 186-200.
- ・Burkett L. N. (1975) Investigation into hamstring strains. Journal of Sports Medicine, 3: 228-231.
- ・Cochran W. G. (1954) Some methods for strengthening the common  $\chi^2$  tests. Biometrics, 10: 417-451.
- ・池辺晴美 (2010) 大学運動部員におけるスポーツ傷害に関する調査. 太成学院大学紀要, 12: 1-5.
- ・泉重樹, 宮川俊平, 宮本俊和 (2007) 大学ボクシング選手の腰痛と身体特性の検討. 体力科学, 56(2): 203-214.
- ・鎌田浩史編 (2015) 陸上競技ジュニア選手のスポーツ外傷・障害調査 (第1報2014年度版). 公益財団法人日本陸上競技連盟, pp.6-12.
- ・鎌田浩史編 (2017) 陸上競技ジュニア選手のスポーツ外傷・障害調査 (第2報2016年度版). 公益財団法人日本陸上競技連盟, pp.6-8.
- ・Kapandji, A. I. (2007) カパンジー機能解剖学Ⅲ脊椎・体幹・頭部. 塩田悦仁 訳, 医歯薬出版: 東京, pp.16-43.
- ・荻山靖, 遠藤俊典, 藤井宏明, 森健一, 尾縣貢, 関子浩二 (2012) 片脚踏切を用いたりバウンド型ジャンプの動作および力発揮特性: 両脚踏切を用いたりバウンド型ジャンプと比較して. 体育学研究, 57(1): 143-158.

- ・ 荻山靖, 関子浩二 (2014) 跳躍方向の異なるバウンディングにおける踏切脚の力発揮特性. 体育学研究, 59(2): 397-411.
- ・ 増田雄一 (2010) アスリートのためのコンディショニング: 陸上競技選手なら子だけは知っておきたい基礎知識. 財団法人日本陸上競技連盟医事委員会編, 陸上競技社: 東京, pp.6-9.
- ・ 松尾信之介, 藤井宏明, 荻山靖, 大山卞圭悟 (2011) 走速度変化に伴う股関節内転筋群活動の変化. 体育学研究, 56(2): 287-295.
- ・ 松尾信之介, 大山卞圭悟 (2012) 走速度変化に伴う下肢筋活動の変化: ランニングとスプリントの比較による肉離れ発症要因の検討. 大阪学院大学人文自然論叢, 64: 31-40.
- ・ 宮崎利勝, 高橋和将, 平山大作, 内藤景, 阿江通良, 大山卞圭悟 (2016) 円盤投げにおける体幹の捻転動作が円盤の初速度に与える影響. 陸上競技学会誌, 14(1): 19-26.
- ・ 奥脇透 (2005) 筋損傷 (特に肉離れ) の病態. 整形・災害外科, 4: 409-416.
- ・ Schunke, M., Schulte, E., Shunmacher, U. (2007) プロメテウス解剖学アトラス解剖学総論: 運動器系. 坂井建雄, 松村譲児 監訳, 医学書院: 東京, pp.128-131.
- ・ 白木仁 (2002) トレーナーからのアドバイス: 陸上競技選手のためのコンディショニング. 財団法人日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部編, 陸上競技社: 東京, pp.10-12.
- ・ Standring, S. (2008) Gray's Anatomy: The Anatomical Basis of Clinical Practice (40th edition). Churchill Livingstone: London, IV: pp.1372-1378.
- ・ 田内健二 (2009) 陸上競技の投擲種目における体幹の捻転動作の役割. バイオメカニクス研究, 13: 170-178.
- ・ Tidball, J. G., Salem, G. E. O. R. G. E., Zernicke, R. O. N. A. L. D. (1993). Site and mechanical conditions for failure of skeletal muscle in experimental strain injuries. Journal of Applied Physiology, 74(3): 1280-1286.
- ・ 渡会稔, 山口貴久, 小田桂吾, 高橋陽介, 白幡恭子, 鈴木のぞみ (2014) 仙台大学の競技スポーツにおける傷害調査. 仙台大学紀要, 45(2): 81-87, 2014.
- ・ 山本利春 (2008) 財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト① アスレティックトレーナーの役割. 文光堂: 東京, pp.26-34.
- ・ 関子浩二 (2014) コーチングモデルと体育系大学で行うべき一般コーチング学の内容. コーチング学研究, 27(2): 149-161.



# 実務経験から「スポーツと行政」の現状を捉える一考察

寺 脇 久 人

## A Study of the current state of “Sports and Public administration” From practical experience

Hisato Terawaki

### 1 はじめに

この一考察は、これまで私の経験したスポーツ関係者・団体を通して、スポーツと行政のネットワークや連携、スポーツ政策はどのような役割を担ったのかを、年齢、職場により順次、振り返った。

私は、大学を卒業した22歳から府立高等学校保健体育科教諭13年、大阪府教育委員会事務局保健体育課をベースに教育・スポーツに関連した行政（教育）職を19年、府立学校長（支援・普通科）6年の38年間を大阪府地方公務員として勤務した。また、その職場が、学校、教育委員会、知事部局の福祉部、府民文化部、国など多方面に渡るが、その全ての職場において共通していたことがスポーツであった。

スポーツ行政は、国や地方自治体、市町村などの行政組織が中心となり、法に則り事業が展開されるものである。現実には、府教育委員会においては保健体育課、知事部局では生涯スポーツ振興課が所管し、その業務の棲み分けはされているが、課題も山積していた。子どもや小・中・高校生から高齢者、障害者や一般府民などの当事者に最も近い存在である府立高校、大阪体育協会、府立障害者交流促進センター等に実際勤務した経験から、どのように連携・協働してきたのかを示した。

## 2 大阪府立高石高等学校（昭和54年度～平成3年度）

昭和54年4月、22歳から府立高石高校の保健体育科教諭として13年間、平成4年3月まで勤務した。教師の業務は、当然授業が中心である。また、課外活動（クラブ）の顧問は、中学生から続けている陸上競技を担当した。当時は、教師としての業務とオリンピックを目指してトレーニングする選手としての毎日であった。そして、クラブの生徒が、如何に競技力を向上させるか、選手を強くすることを目標にしていた。

高石高校の保健体育科授業カリキュラムは、3年間を通して、いつ、どの時期に、どのスポーツ種目を何時間実施するか等が会議で検討され、学習指導要領に則った形で厳密に組まれていた。また、同校が設立3年目の新設高校ということもあり、授業の方法や生徒指導等の方針は、学校全体を勘案しながら先輩教員が新人を教えるOJT（On-The-Job-Training）が中心だった。なお、近隣中学校では、体育の授業と校則の厳しい高校としても有名であった。

新採当初は、学校教育や学校体育・スポーツ行政に関する法的なことは考えていなかった。陸上部の選手がどうすれば強くなれるかを考えていたので、近隣中学校からの指導や高石市陸上競技連盟からコーチ・役員としての協力依頼、加えて、大阪高等学校体育連盟陸上競技専門部、大阪陸上競技協会からも強化コーチを要請され時も、自分の勉強とクラブ、生徒のためにもなるだろうと軽く考え、すべて引き受けた。勿論、学校の授業や陸上競技大会の審判員は通常通り行った上でのことだ。昨今、教員の働き方改革や運動部活動顧問のあり方が問題とされているが、高校陸上部から近隣の中学生、大阪府・近畿の選抜高校生の強化練習会や強化合宿に至るまで指導していたので、休みなどなかった。今でいう問題教員だったが、仕事と趣味が一致していたことが幸せだったと思う反面、今はこの感覚が否定されているのだとも理解している。

なお、陸上競技においては、教員2年目に自己ベスト記録を出すとともに、高体連や競技団体・競技役員、市体協という学校以外での組織や競技団体との関係が、より近いものになっていった。

## 3 財団法人大阪体育協会（大阪府教育委員会・平成4年度～平成6年度）

府教育委員会（以下、大体協）という行政組織に入ったが、戸惑うことばかりであった。

大体協での担当業務は、スポーツ少年団や日本体育協会公認スポーツ指導者の養成事業、国民体育大会派遣事業が中心であった。また、兼務辞令として第52回国民体育大会競技力向上対策本部事業が発令されていた。この対策本部事業は、平成9年に本府で開催する第52回国体「なみはや国体」において、本府選手が優秀な競技成績を収めるために競技団体の強化や選手の競技力の向上を図るものであった。具体的には、競技団体（陸上競技

ほか全ての国体種目・競技)に強化費(補助金)を出して、強化練習会や強化合宿の開催を指導し、優秀な選手の発掘や選手の育成等を行うことだった。大体協兼任の対策本部員、数人でそれぞれ競技団体を割り振り、各自が数競技を担当した。

まず、大体協の業務は、府内の各市町村におけるスポーツ少年団への登録種目や人数をまとめ、日本体育協会に報告するとともに、本府・本部として、スポーツ少年団指導者の養成事業や交流事業を実施した。各市町村は、市町村教育委員会の担当者が窓口で調整や報告に来られた。行政間の連絡会議は業務時間内に実施できたが、実際に子どもたちに接する指導者は、全員がボランティアという状況だったので、会議は夜7時頃から始めた。また、日本体育協会公認の講習会事業も同様であり、土・日曜日に講習会や試験を行うなど、時間外の勤務がほとんどであった。市町村から来られる指導者もボランティアなら事業を行う我々(教育職)もボランティアであった。教員時代も代休など取れる状況ではなかったが、ここでも同じであった。しかし、そのような中でも国体派遣事業は、競技団体からの苦情も聞いたが、事務所を離れて関係者との交流や視察・激励など楽しい一面もあった。

第52回国民体育大会競技力向上対策本部事業では、各競技団体のトップの方々に合宿等の事業内容を説明した上で、補助金は税金・公金なので領収書や必要書類を申請から報告まで、各種の書類を提出する必要があると話した。しかも、対策本部事業は、本部が事業経費を査定し、事業費の全額を負担するのではなく、補助の対象となる経費の三分の一、または二分の一を補助するというものであり、補助対象の経費以外は、競技団体の負担となる。この補助金は公金であること、また行政の立場として話をしているということを繰り返し伝達した。競技団体の方々は、私よりもはるかに年配で経験豊富な方々ばかりだった。当時、これまで大阪陸上競技協会の一コーチとして、合宿等に参加してきた陸上競技はじめ数競技を担当し、団体トップの方々に丁寧に話したことを思い出す。

「私たちはボランティアだ。競技団体が負担する三分の二や二分の一のお金など団体にはない。」「補助対象外となっている観光費用やタクシー代も必要だ」と、力説される方もいたが、公金ということで説得に努めた。また、「そのような状況なら合宿はしない」という団体もあったが、行政として、公平、公正、全てが同じという役所のスタイルで予算要求をしているので、要求通りに全競技団体が合宿等、事業実施するように指導し、要求通りの事業を行い、その報告書を提出することができた。

このように競技団体との補助金や調整役、実施の点検、申請書、報告書等の整理、まとめ役が対策本部の業務内容で、府教委の対策本部事業の窓口が保健体育課競技スポーツ係だった。

#### 4 大阪府教育委員会事務局（保健体育課・競技スポーツ係・平成7年度）

大体協から府教委保健体育課に異動となった。これまでの大体協の担当窓口である競技スポーツ係であった。保健体育課は、学校保健・給食、学校体育・高体連、生涯、競技スポーツ係などたくさんの係やグループに分かれており、その中でも教育関係は、学校保健・給食、学校体育係が中心であった。競技、生涯スポーツ係は、それぞれ大阪体育協会、レクリエーション協会を中心とした競技団体や市町村教育委員会含む行政機関、社会体育・スポーツ関係が中心であった。

競技スポーツ係の主な業務内容は、国体派遣を中心とした大阪体育協会全般の予算要求から、第52回国体競技力向上対策本部事業の予算要求等であった。予算関係は、行政主事を中心に行った。また、市町村教育委員会との調整やスポーツ大会・活動、スポーツ表彰や補助金等においても、協力しながら事業を進めるのが行政だと理解した。その中でも最も重要な業務の一つとして、府議会議員からの質問や説明等の議会関係があり、それについては、主に上席が対応するなど非常に丁寧に行われた。

他には、競技団体が実施する府内のスポーツ大会に対して、府教育委員会の後援名義の申請や教育長等の大会役員への委嘱申請、それに伴う大会挨拶・プログラムへの挨拶の作成などの業務があった。また、スポーツ大会や国民体育大会等への随行などは、教師であることを忘れてツーリストの職員になっていた。

保健体育課1年目は、大阪体育協会の職員として観ていた保健体育課と違い、スポーツ全般、問口の広い守備範囲であることを認識した。

#### 5 文部省体育局競技スポーツ課兼冬季オリンピック準備室 （平成8年度～平成9年度）

平成9年に大阪府で開催する第52回国民体育大会における、国と府教育委員会や大阪府の連絡調整のため、文部省に研修生として勤務することになった。

競技スポーツ課の職員数は16～7名程度で教員系が数名。研修生とはいえ一職員として課の業務が割り当てられた。業務内容は、府教育委員会と同じように後援名義や大会役員の委嘱、大会挨拶の作成から各種委員会の準備や夏季・秋季・冬季国民体育大会の会議や視察場所、挨拶等の調整や準備であった。平成9年度の3月末までには、アトランタオリンピック、また、長野県で開催された冬季オリンピック等のビッグイベントがあった。なお、2008年の夏季オリンピック立候補都市に大阪市が選定されたことやスポーツではないが、堺市の学校給食でO-157が発生するなど大阪が何かと注目されていた。

国会議員の質問や議会对応は、大阪府同様、主に上席やキャリア官僚が対応した。キャリア職員は若く優秀で、専門職員（教員）とは、常日頃から都道府県（地方自治体）の現

状や学校体育・クラブ、競技団体等の実情について情報交換を行い、資料を提供するという関係であった。

本来業務であった第52回国民体育大会関係の調整については、文部省と知事部局国体局との調整がほとんどであり、資料作成からはじまり調整の難しさを痛感した。第52回国体の会議や視察では、文部省からの大臣をはじめ幹部職員の随行という形で対応した。なお、私の身分は学校籍（教員）であり、時間外手当等はなく、単身赴任生活は経済的に厳しいものがあつた。そして、霞ヶ関は不夜城と言われることを実感した。

今議論となっている「働き方改革」等については、全く論外の時代だった。

## 6 大阪府立障害者交流促進センター（(財)大阪府地域福祉推進財団・大阪府福祉部）（愛称：ファインプラザ大阪・平成10年度～平成12年度）

大阪府にもどり府教委に籍を置きながら、福祉部に出向して障害者のスポーツを普及・振興を命じられた。勤務場所となる大阪府立障害者交流促進センター（ファインプラザ大阪）は、昭和61年4月に身体障害者福祉センターA型施設として設立された。スポーツ・文化・レクリエーション活動を通じて、障害者の社会参加を促進し、理解と交流を図るふれあいの場として、障害の有無にかかわらず、誰でも利用できる場であり、大阪府の障害者のスポーツ・文化活動における現場の最前線でもあつた。

厚生省の行政関係は、政令指定都市である大阪市が大阪府と同じように権限を有した。例えば、全国障害者スポーツ大会なども大阪市と大阪府は別々の選手団であり、ユニホームも開会式の入場行進も別々で、大阪府にあって別の自治体が存在する状況だった。このような中、大阪府の障害者スポーツの理念は、全国に先駆け、障害の有無にかかわらず、同じようにスポーツを楽しむ交流をベースとして共生社会の実現を謳っていた。しかし、大阪市の長居障害者スポーツセンターは、障害者の専用スポーツセンターとして、全国で初めて開館した歴史と伝統があつた。この様に理念が異なっていたが、大阪府の方針や府教委・学校・教員においては、「共に学び共に育つ」と指導していた関係上、障害者スポーツの普及・振興にはスムーズに入り込めた。

また、センター着任に当たり、大阪障害者団体連合会のまとめ役（理事長）を訪ね、障害者の考え方や思い、現状や課題など行政的な面も含め、アドバイスをいただいた。理事長自身は少年野球をしていた時の事故で全盲となった方で、スポーツが大好きであつた。理事長からは、「障害者がスポーツしたらいかんのか？ 健全な人と同じでどこが違う、だから健全者と同じように、スポーツをしっかりとできるようにしてほしい」と言われた。そのようなことから、在任中は、年数回はセンターの状況報告やアドバイスをいただきに団体連合会を伺い、当事者の考えや感情、障害者のスポーツに関することなどを教えていただいた。

交流センターでは、スポーツ専門員として、業務をスポーツ事業に特化していただいた。そして、障害の有無は関係ないという理念に則り、大阪体育協会や競技団体が実施していた事業、すなわち練習会や講演会、スポーツの諸条件の整備や対策本部事業を障害者スポーツにスライドさせて推進した。

まず、身体障害者スポーツ大会の種目である陸上、水泳、卓球（視覚障害含む）、アーチェリー競技、後にはフライングディスク競技などの練習会事業を開催し、スポーツに親しむ機会を増やした。具体的には、月1回の練習だが、各競技団体や学校関係者の協力を得て、競技団体の指導者・強化コーチは技術指導、クラブの高校生には補助員や補助をお願いし、センターや委託スポーツ指導員は、スポーツボランティアの体制及びコーチの指導補助というように、安全・安心を心掛けたサポート体制をとり実施した。また、それらの事業は、センターの主催として全て無料とした。そして、月1回の練習会からスタートして年1回の各競技大会の開催、大阪体育大学テニス部との車いすテニス合宿や大阪府立大学乗馬クラブとの乗馬体験事業、センターでのオリンピック選手やパラリンピック選手の講演会、障害者スポーツ指導員初級・中級講習会の実施、大阪フライングディスク協会の設立や重度障害者を対象としたボッチャ競技の普及とボッチャ競技大会を開催した。

一方、学校や市町村スポーツ行政関係には、障害者スポーツの啓発事業としてパラリンピック選手等の派遣講演会や障害者スポーツ講習会の実施など、幅広く新規事業を展開することができた。特に、学校への派遣事業や障害者指導員の講習会、講演会の参加募集・PRは、府教委保健体育課を通じて、学校・市教育委員会にチラシを配付し広報に努めた。障害者スポーツの所管は福祉部（厚生省）であり、教育委員会（文部省）と異なり、よく言われる縦割り行政の関係からこの広報はめずらしかった。しかし、その効果が大きく障害者スポーツ講習会には、養護学級、支援学校教員、小・中・高校の多くの教員が受講した。ただ、福祉部の広報を府教育委員会で行うことには、教育委員会ですら色々と物議を醸し出した。

このようなスポーツ業務・事業は、府（センター）がスポーツ指導を委託している民間業者のスポーツ指導員（フィットネス21事業団）と連携しながら実施した。また、これまで実施していたスポーツ教室等は、規模を拡大するなど改良を加えながら継続した。赴任した平成10年当時は、障害者スポーツ・講習会、障害者スポーツボランティアなど、ほとんどの事業がこれからという段階で、新しく工夫することができた。

このセンター事業やスポーツ事業が順調に展開できたのは、福祉部、障害福祉課と保健体育課のバックアップと、年に2回、大阪府の各障害者団体の方々の「センター運営懇談会」という当事者会議で、センターの運営に対する率直な意見や要望、助言そして事業への協力が大きかったと考えている。

## 7 大阪府教育委員会事務局（保健体育課・競技スポーツグループ） （平成13年度～平成15年度）

再度、保健体育課に異動となり、学校体育や運動部活動外部指導者の派遣事業、大阪・近畿高体連事務局としての業務が中心であった。特に、平成18年度に開催が決まっていた全国高等学校総合体育大会をどの様に開催するかが、通常の高体連業務に加えて大きな課題となっていた。

大阪高体連は、公・私立関係なく高等学校の運動部活動の組織であり、陸上競技はじめ全ての33競技（運動部）専門部を有している。目的は、府下高校生の健全なスポーツの普及・振興である。運営は顧問・教員が担っている。基本的には、各競技専門部が自主的に活動しているので、事務局としては順調に運営することができた。課題の平成18年度全国高校総体は、近畿で開催する28競技について、各府県がどの競技・種目を担当するかを決定し、全国高体連に開催申請を行うことであった。

まず、本府28競技の高体連専門委員長に専門部の状況や競技団体の意向、近畿高体連専門部の状況を勘案し、本府において全国高校総体の開催が可能か否かの調査を行った。その後、本府の意向を踏まえ、近畿各府県教育委員会担当者、近畿各府県高体連の意見を聞きながら調整した。

私は大阪・近畿高体連事務局長であり、一方では府教育委員会として高体連を指導する立場なので、近畿各府県の教育委員会担当者には、これまでの高体連の状況を踏まえた上で説明し調整した。結果、大阪府が総合開会式と19競技、近畿各府県で9競技を担当することとなった。この調整は、近畿各府県の教育委員会を個別に伺ったり、大阪高体連会長に全国高体連の各種会議で進捗状況を説明していただいたりと、大阪高体連だけでは決められるものではなかった。そして、平成15年2月の近畿保健体育主管課長会議（教育委員会）で全国高校総体開催競技等の「申し合わせ事項」（各府県担当競技の記録文書等）も再確認した上で、高体連には近畿高体連専門委員長が一堂に会する会議で最終報告を行った。

平成15年4月1日、府教育委員会保健体育課内に全国高校総体担当2名が配属され、19専門部が、競技日程やどこの会場で実施するか等々の調整に当たった。この3年間は、平成18年度全国高校総体における近畿各府県の開催競技や開催地の決定が大きな業務であった。

## 8 全国高体連派遣（庁内に「全国高校総体大阪府実行委員会事務局」を設置） （平成16年度～平成18年度）

府教委保健体育課、大阪・近畿高体連事務局長として、全国高校総体の開催を準備した

ことから、大阪府で開催する全国（大阪）高校総体実行委員会事務局で陸上競技をはじめ19競技の種目別開催競技のまとめ役となった。

通常、国体や全国高校総体における実行委員会では、府や県において開会式、市町村で実行委員会を立ち上げて各種目別競技を担当するのだが、今回の大阪府実行委員会は、本府の高等学校教育の一環として実施するスポーツ大会で、経費削減ということから、大阪高体連19競技専門委員長を一堂に集め、全競技をまとめた実行委員会を立ち上げることにした。従って、市町村には実行委員会を設置せず、経費負担も求めなかった。市町村には会場となる体育館やグラウンドの優先利用や使用料の減免などの協力を依頼するにとどめた。従来、市町村に開催経費のいくらかの分担を求めたことから、会議や競技の式典、装飾等が仰々しく、かつ華美なものとなる傾向だったものを、選手が競技で最高のパフォーマンスを発揮することを目的に、選手を主役とする一方で、簡素・効率化を図った。この簡素・効率化は、本府及び府教委、大阪高体連専門部の一致した考え方だった。大阪高体連19競技専門部を実行委員会本部として一カ所にまとめることで、大阪高体連全体としての全国高校総体を開催するとの連帯意識が生まれるとともに、簡素・効率化等の協力体制を整えることができ、各競技の式典関係や華美な装飾などの無駄を省くことができた。プレハブの事務所には、陸上競技専門部の横に水泳競技専門部の机、その横にはサッカー専門部の机が並ぶというように、そこでは毎日の情報交換や会議、報告、連絡調整が行われたことが大きなポイントだった。19競技専門部が競技日程や競技会場、体育館の空調や設備、競技の機材・備品等に至るまで原案を出して、実行委員会全員で調整し決定した。また、学校教育という観点から、高体連が中心になることが、高校生に最高の舞台を整えることに繋がる。そして、高体連が競技会の準備から開催、後片付けを含め、自ら汗をかくことが大会成功の鍵を握るとともに、今後、高体連には無形の財産となると信じていた。「平成18年夏」という限られた時間の中、ハードな業務も、全国から参加する高校生最大のスポーツ大会を任されているという誇りを胸に、全職員が切磋琢磨しながら大いに力を発揮した。

なお、この全国高校総体は、新聞報道で「21世紀型のスポーツ大会」といわれ、「選手が主役」であり、競技を主体とした運営は、知恵と工夫で大会を成功裏に導くとともに大会経費を大幅に削減した。これは大阪府・府教委と高体連専門部との協力の賜物と考えている。

以下は、「21世紀型スポーツ大会」といわれた主な内容である。

## 1 組織体制

高体連19競技専門部を一堂に会し実行委員会の一本化

・公立、私立問わず専門委員長を実行委員会に招集（職員）

府教育委員会プレハブ内に大阪府実行委員会の本部事務所を設置

## 2 運営方法

高校生が主役となり、競技を中心に運営。また、既存施設の活用

- ・ 競技日程や競技会場は、19競技専門部で相談、調整して決定
- ・ 高校生が補助員やボランティアとして積極的に活動
- ・ 支援学校生の補助員等への参加（始球式、式典参加、弁当配付、清掃等）
- ・ ユニホーム（役員・ボランティアにおいては統一モデルとし一括入札
- ・ 市町村会場等での優先利用や使用料の減免

## 3 開会式

開会式をグラウンドから「なみはやドーム」に規模を縮小して実施

- ・ 選手には時間的な余裕と体調管理に役立つ一方、開催経費の大幅な削減
- ・ 式典演奏や演技は、大阪府を代表する高校生が行う

## 4 宿泊輸送

バス輸送を行わず、公共交通機関の利用

- ・ 選手役員の宿泊申し込みをIT化
- ・ これまで一律であった宿泊料金を多段階に設定（値段の自由選択）

## 5 その他

- ・ 「俳句・短歌インターハイ」の開催
- ・ オリンピック選手等の講演会を実施（学校に派遣しての啓発活動）
- ・ 企業、スポーツ関連業者等の多大なる協力
- ・ 全国高体連協賛団体会・尾崎商事のサポートや地元企業からの協力

「大阪らしさ」を出そうと工夫した大会開催の裏には、新聞で「大阪府が全国高校総体返上か」とのセンセーショナルな報道や、大阪府が新行財政計画（案）で全国高校総体を開催するか、どうか検討していたことが主な理由として挙げられる。大阪府の政策的なことから、当時は全国の都道府県高体連や教育委員会から色々と批判された。

平成13年度、大阪府の行財政計画（素案）で、「平成18年度全国高校総体は、大阪府を主会場として近畿ブロックで開催できるよう関係機関と調整を進める」という方針が示された。そして、やっと7月末に大阪高体連会長が全国高体連の会議において、開催する旨の報告を行った。このように「全国高校総体返上か」という経緯があったので、高体連はじめ教員、スポーツ関係者が、より一層一丸となって簡素・効率化を図りながら経費削減に努める一方で、「大阪の独自スタイルで大会を成功させる」という思いとなった。

## 9 大阪府立障がい者交流促進センター（(財)大阪府地域福祉推進財団・大阪府福祉部）（愛称：ファインプラザ大阪・平成19年度・20年度）

通常、公務員（教員）の異動は、二度も同じ財団に出向することはない。しかし、様々な事情から再度、所長代理兼業務課長として出向して、スポーツ事業からセンターの施設リニューアルまで総括するよう命じられた。同時にセンター所長も行政職から初めての教育職（元府立高等学校長・体育）に職種を変えて、更なるスポーツセンターとしての機能の充実が求められた。

そこで、平成17年の「センター専門アドバイザーの提言」、及び平成18年の「センターあり方検討会の報告」を踏まえ、平成19年度は、従来のスポーツ教室・講習会を引き続き実施しながら、障害者のニーズに的確に応えられるような様々なモデル事業を実施した。加えて、センターのトレーニング室の大幅な拡張や正面玄関車寄せの屋根建設等の施設リニューアルに取り組んだ。

### 【モデル事業等の主な内容とセンターリニューアル】

#### 《スポーツ事業報告書コンテンツから》

- I 知的障がい者プール**
- A ウォーター・ダンス
  - B プール de ボール&運動会
  - C もぐってみよう！フィン&スノーケリング
  - D Let's ダイビング
  - E カヌーで遊ぼう

#### **II 近畿障がい者フライングディスク大会**

#### **III 障がい者スポーツフェスタ**

- ・交流会の実施種目 トランポリン、水泳、車いすバスケットボール、フットボール、ボッチャ、ニュースポーツ、風船バレー、アーチェリー
- ゲスト アテネオリンピックトランポリン（廣田遙選手）
- 同 パラリンピック水泳（中村智太郎選手）
- バスケットボールbjリーグ
- 大阪エベッサ（田村・佐藤・今野選手）
- 車いすバスケットボール（畑野泰子選手）

#### **IV 障がい者スポーツ体験**

- 【団体】親子水泳教室、シッティングバレー、視覚障害者卓球等 7競技

【個人】 ボッチャ、車いすスポーツ、カッター、大型ヨット等 10競技

- V その他
- 1 大学との連携（府立大学・馬術、大阪体育大学・車いすテニス）
  - 2 教員研修
  - 3 障がい者スポーツ大会（陸上競技、アーチェリー、ボッチャ、バドミントン、車いすハンドボール、卓球）
  - 4 チャレンジ！障がい者スポーツ練習会&スポリハビリ  
チャレンジ！視覚障がい者マラソン及び伴走者養成講習会 他  
スポリハビリ 看護師や理学療法士による個人レッスン  
脳卒中の後遺症障がい者リハビリ

《センターリニューアルのポイント》

- 1 正面玄関車寄せに屋根の建設
- 2 車椅子専用の屋根付き駐車スペース
- 3 中庭・グラウンド横に駐車場新設
- 4 トレーニング室（278㎡・バリアフリー対応の新設）
- 5 トレーニング機器の入替え（購入・廃棄・所管換え）
- 6 プール更衣室の拡充

近年、大阪府は、平成18年度全国高校総体開催の経緯にみられるように、多くの事業カットや規模の縮小、行政改革が声高に叫ばれていた。この中で、多額予算を獲得し大規模な事業が展開できた理由は、障害者団体から本センターのスポーツセンターとしての充実を求めている強い要望と福祉部の努力の賜物である。

## 10 大阪府府民文化部 都市魅力創造局生涯スポーツ振興課 (平成21年度・22年度)

知事部局であり、主に府民の生涯にわたるスポーツの振興を担い、府教委保健体育課の学校体育・スポーツや大阪体育協会とは一定の棲み分けをした業務であった。生涯スポーツ振興課の特徴は、知事部局ということから、事業に対する決裁や予算要求から査定に至るまでスピーディーに物事が運ぶということだった。

府教委保健体育課での業務は、予算要求書や資料を作成した後、教育委員会の総務課や複数回の会議を経て、教育委員会として知事部局総務部、財政課に初めて予算を要求し説明、その後査定という手順だった。しかし、生涯スポーツ課の事業である大阪マラソン、大阪サイクリング、東大阪ラグビー場整備、ガンバ大阪施設関係などの府民の注目を浴びる大きなイベントは、知事が公約・公言されていたことから、部長、課長、専門職（教員

系)が当時の橋下知事や副知事に説明することで始まり、予算関係もスムーズに獲得された。また、マラソン、サイクリングの進捗状況の説明は、担当副理事や課長級が行っていた。行政組織としてトップダウンは当然だが、様々な考え方や人生観を持った行政職員がいることも確かで、スポーツ振興以前に知事や上司の考えありき、と考える職員も多くいた。そして、よく「府庁の指導主事(現在は行政職員)は、失敗すると学校現場に帰ることができるが、行政職員は帰るところがなく、紙一枚(辞令)でどこにでも(左遷)行かされる」と話していた。

なお、課の業務内容は、総合型地域スポーツクラブの育成事業や一流スポーツ選手の派遣事業など保健体育課で実施していた類似する事業が多かった。

平成19年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があった。スポーツにおける職務権限の特例として、首長部局が学校体育を除き、スポーツの事務を管理・執行できるようになった。このことを受け、政治家は、スポーツ振興を知事部局に持ち込む(担当)ことで、更なるスポーツ振興を図ることが可能となったと考える。政治家がリーダーシップを発揮したスポーツイベントは、スポーツ振興に絶大な効果を上げるとともに、政治家にとっても大きなメリットがあることは、1936年ナチス政権下のベルリンオリンピックで証明されている。

現実的には、実際現場でスポーツを支えている競技団体や体育協会、高体連、教員の状況、そして、行政機関の教育・スポーツ関係課における職員数やスポーツ関連予算の実態を知ることが大切である。スポーツ振興の実態を踏まえてバランスをとりながら、スポーツによる地域活性化やスポーツビジネス・産業化を進める時代が到来したと考えている。教育やスポーツ振興を一挙に転換、発展させるには政治力であると府民文化部で再確認した。これは、国会におけるスポーツ議員連盟が、スポーツ振興投票(toto)に関する法律を制定したことや50年ぶりに改正したスポーツ基本法、スポーツ庁の創設でも同じことが言える。

## 11 大阪府立八尾支援学校(平成23年度～平成25年度)

20年ぶりに学校に戻り、初めての支援学校に赴任した。八尾支援学校は、全国で有数の児童生徒数を誇り、歴史と伝統のある学校だった。校長業務は学校教育から人事、施設管理と多岐にわたっており、私にはクラブの活性化や障害者スポーツを普及する余裕はなかった。確かに、学校を管理運営する時代から学校をマネジメントする時代へと変化していると実感した。

府立支援学校の通学は、原則バスを利用しており、登下校における時間的制約から、平日は余りクラブ活動ができない。しかし、高等部の一部の生徒で、通学手段が徒歩や自転車といった自主通学する生徒がクラブ活動を行うことができた。このことから、有志の教

員が陸上競技やサッカー、バスケットボールクラブ等をつくり、土・日曜日の休日を中心に学校で活動していた。教員の多くは、障害のある児童生徒にとってスポーツが大切なことは重々承知しているが、時間的な制約などで精一杯の活動であった。スポーツを行っている児童生徒の多くは、保護者や家庭の責任の下で長居障害者スポーツセンターやファインプラザ大阪等の障害者スポーツセンターや障害者に理解のある市民体育館やプールに通っている状況だった。

これまでの業務や経験から、学校教育においても体育・スポーツ関係に協力を惜しまなかったが、府立支援学校では障害者スポーツフェスタ（スポーツ大会）委員長を引き受け尽力する程度しかできなかった。

なお、公立・私学・国立を含む大阪府の全ての支援学校・高等学校を対象とした教員の研究団体大阪・近畿高等学校保健体育研究会では副会長を務めた。

## 12 大阪府立泉鳥取高等学校（平成26年度～平成28年度）

公務員生活、最後の3年となり普通高校に異動となった。

「知育、徳育、体育をベースに文武両道を理想した学校をつくり、放課後は各クラブを訪問して回る」という校長生活を描いていたが、教諭として勤めた30年前の時代とは大きく変わっていた。学校の式典や行事に学校協議会、教員の自己申告票、面談、授業観察、職員会議、教育委員会等の調整や研修、人事調整等々、これでもかというように業務が盛りだくさんであった。その全てがきっちりと計画から報告までPDCAサイクルに則り展開していくので、学校長としての業務は多忙であり、放課後のクラブ回りはそれほどできず、時間的な余裕もなかった。特に、1時間全ての授業観察と、私の希望による年3回の教職員面談は時間をとった。そして、創立40周年記念事業やPTA等との協力による施設整備や備品の購入など、できる限りのことは行ったが、一学校の校長は、一学校だけを考えるマネジメント能力が求められているのか、とも感じた。

そのような中、大阪府全体の体育・スポーツ関係として、高体連では大阪・近畿の陸上競技部専門部長と大阪高体連の理事を務めた。陸上競技専門部長は専門委員長が段取りしたアウトラインに沿って事業（近畿高校駅伝や挨拶等）を行った。また、大阪・近畿高等学校保健体育研究会では会長として、近畿研究発表大会を大阪で開催するなど、学校、高体連、研究会との掛け持ちは多忙であった。

## 13 まとめ

現在、スポーツ行政は大きな転換期にあると考えている。その動向をまとめてみる。

年	動 向
昭和36(1961)年	「スポーツ振興法」の制定
昭和39(1964)年	東京オリンピック・パラリンピックの開催
平成10(1998)年	「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の制定 (toto)
平成12(2000)年	「スポーツ振興基本計画」の告示
平成13(2001)年	スポーツ振興投票 (toto) 販売
平成22(2010)年	「スポーツ立国戦略」(文部科学大臣決定)の策定
平成23(2011)年	「スポーツ基本法」の制定
平成24(2012)年	「第1期 スポーツ基本計画」の策定
平成27(2015)年	スポーツ庁の設置
平成29(2017)年	「第2期 スポーツ基本計画」の策定

昭和36年に制定されたスポーツ振興法から、50年が経過してスポーツ基本法が制定された。この間、オリンピックにおいては、昭和55年のモスクワオリンピックのボイコットと本年、平成30年2月の平昌での冬季オリンピックにおける北朝鮮と韓国等の動向が、余りにも政治的だと感じている。昭和55年、私は、現役の陸上競技選手としてオリンピック最終選考会に出場したが、選考会での選手仲間の会話は、「どうせボイコットだ、政府が派遣しないといたら、派遣費用等のお金がなくてはどうにもできない」と話していた。そして、今回の北朝鮮と韓国の動向については、北朝鮮の核問題等の棚上げには、多くの日本国民が不安を感じていると同時に、両国の対応が余りに政治的過ぎると感じている。

国民体育大会は、敗戦国日本をスポーツで元気にしようと第1回国体が昭和21年、京都を中心に京阪神地区で開催された。そして、都道府県の持ち回りとして、平成9年に第52回国体が大阪府に巡ってきた。私自身はこの国体業務に関われたことは嬉しく思う。しかし、「平成9年に国体を開催する必要があるのか、スポーツ振興法は、あくまで振興、できればよいというだけで、義務ではない」、同様に「平成18年度全国高校総体は返上できるのか、義務ではない、ルールはあるのか」との行政職員の心ない声が記憶に残っている。

これまでの経験と業務を振り返ると、スポーツが単なる身体運動から、国を動かすスポーツビジネス・産業と言われる重要な政策の一つとなり、成長し続けていることと、何故、スポーツ関係者の悲願であった「スポーツ庁」が創設できたのかを考えあわせると、平成10年のスポーツ議員連盟による「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の制定 (toto) が分岐点であると考えられる。

文部省における toto 制定の動きは、平成8年、9年と徐々に話題になり活発化していた。反対論は、教育上の問題で、青少年に与える悪影響についてであった。toto 賛成論は、予算がなければスポーツ振興も何もできず、予算がなく財政的に困った時は、いつもスポーツ・文化事業から削減されていくという現実論からであった。確かに、バブルが崩

壊し不況となった時代やリーマンショック後、また、行財政改革では、企業スポーツの廃止や企業チーム・クラブの廃部、体育館の閉鎖やスポーツ予算の見直しなど、スポーツ・文化関係が縮小され予算も削減されている。

スポーツ議員連盟が動かなければ、スポーツ振興投票の法律 toto は成立しなかった。そして、スポーツ行政は大きく舵をきった。堰を切ったように、スポーツ基本法、スポーツ庁の創設へと続き、ナショナルトレーニングセンターの設立、2019年ラグビー WC、2020年東京オリンピック・パラリンピック、2021年関西ワールドマスターズゲームズ等の世界でも最高峰のスポーツ大会であるイベントの招致に成功するなど、この10年でスポーツ界は激変した。

このような流れの中で、スポーツ基本法に基づき、平成29年3月にスポーツ審議会からの答申、4月に第2期スポーツ基本計画が発表された。その中には、これまでのスポーツ参画人口の拡大や国際競技力の向上はもとより、障害者のスポーツや国民医療費の問題を踏まえ健康で生き生きと健康長寿社会の実現、そして、スポーツを基幹産業の一つとすべくスポーツビジネスの成長やスポーツ市場規模の拡大が目標とされるとともに注目されている。今後、スポーツが発展し続けるには、政治とのバランスとスポーツのよき理解者を多く得ることが必要だと考える。

#### 資料・参考等

- [1] 柳沢和雄・清水紀宏・中西純司（編著）「よくわかるスポーツマネジメント」（ミネルバ書房）
- [2] 笹川スポーツ財団「スポーツ白書2017」（同財団）
- [3] 公益財団法人日本体育協会「公認スポーツ指導者養成テキスト」（同財団）
- [4] スポーツ庁【第2期スポーツ基本計画について（答申） スポーツ審議会】
  - 1 「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大
  - 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
  - 3 国際競技力の向上
  - 4 クリーンでフェアなスポーツ
- [5] スポーツ庁【平成29年度 スポーツ庁予算主要事項・参考データ集】



---

## ■彙 報■

---

2017年度 人文自然学会研究会  
2017年7月3日(月) 午後3時30分～

2017年度の人文自然学会研究会が、2017年7月3日(月)午後3時30分より、松尾信之介講師を司会者として2号館地下1階04教室において開催された。発表者と発表概要は以下のとおりである。

寺脇 久人

### スポーツと行政 —実務を踏まえて—

発表概要は「大阪学院大学人文自然論叢（第75-76号）掲載論文要旨」（39ページ）を参照のこと。

2017年度 人文自然学会総会  
2018年3月19日(月) 午後2時～

2017年度の人文自然学会定期総会が、2018年3月19日(月)午後2時より、秋田亨教授を議長として開催され、以下の案件について審議、報告があった。

(1) 平成29年度事業報告

研究発表会：平成29年7月3日(月)

発表者 寺脇久人

テーマ 「スポーツと行政 ～実務を踏まえて～」

司会者 松尾信之介

定期総会：平成30年3月19日(月)

出版事業：『大阪学院大学人文自然論叢』(第75-76号) 合併号

(2) 平成30年度事業計画

研究発表会、定期総会、出版事業『大阪学院大学人文自然論叢』(第77号)・(第78号)

(3) 新入会員の報告

岩出秀平教授(情報学部)、藤原学教授(国際学部)、寺脇久人講師(経済学部)

(4) 新役員の承認

庶務委員：西田 知博 准教授(情報学部)

編集委員：淡 誠一郎 教授(情報学部)

編集委員：渡辺千香子 准教授(国際学部)

(5) 会則の変更

会長、および庶務委員より会則の改正案について説明があり、審議の結果承認された。

改正後	改正前
<p>第7条 本会には次の役員をおく。任期は<u>原則2年</u>とする。</p> <p>1. 会長 1名 2. 副会長 1名 3. 庶務委員 2名 4. 編集委員 <u>2名</u></p>	<p>第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とする。</p> <p>1. 会長 1名 2. 副会長 1名 3. 庶務委員 2名 4. 編集委員 <u>4名</u></p>
<p>第8条 会長は会員（教授に限る）の中から投票により選出し、総長がこれを委嘱する。ただし、連続2期を超えて選出されてはならない。</p> <p><u>副会長および委員は、会長が会員の中から委嘱する。任期は会長に準ずる。</u></p> <p><u>会長の選出において、得票数が同数の場合は、年長者を選出する。</u></p>	<p>第8条 会長は会員（教授に限る）の中から投票により選出し、総長がこれを委嘱する。ただし、連続2期を超えて選出されてはならない。</p> <p><u>副会長は会長が会員の中から委嘱する。任期は会長に準ずる。委員は会員の投票により選出し会長が委嘱する。ただし、毎年委員の半数を改選するものとする。</u></p> <p><u>会長ならびに委員の選出において、得票数が同数の場合は、会長は年長者を、委員は年少者を選出する。</u></p>
<p>附則 <u>平成30年4月1日改正（ただし、第7条の編集委員の人数は、平成31年3月31日まで4名とする）。</u></p>	

松尾信之介

### ジュニア期エリート陸上競技選手の受傷経験

陸上競技選手にとって傷害は、競技パフォーマンス低下に直結する重大な因子である。特にジュニア期の選手の受傷は、指導者や医療施設など周囲の環境にも大きく影響を受ける。種目ごとの受傷部位や詳細な受傷状況や受傷後の対応などを知ることは、今後の受傷を減らすための一助となると考える。そこで本研究は、トップレベルのジュニア陸上競技選手の受傷傾向を明らかにすることを目的とした。

高校生トップレベルの陸上競技者男女34名を対象に、診断名に関わらず、過去に痛みを経験した部位に関して調査を行なった。その結果、痛みを感じたことがある部位は足部・下腿、ハムストリング、腰部の順に多かった。足部・下腿は跳躍選手に、ハムストリングは短距離・ハードル選手に有意に多い傷害であり、受傷部位の傾向に性差はなかった。痛みを感じた際に指導者に報告や相談をしていない事例は27%存在し、痛みが1ヶ月以上続いた事例が68%存在した。また46%は1週間以内に練習を再開しているが、その期間で痛みが消失しているのは13%であった。

足部・下腿の痛みは足関節捻挫や骨折が半数を占め、脛骨内側の痛みや下腿の疲労骨折は少数であったが、疲労の蓄積や練習量の多さを感じていた場合が多くあった。ハムストリングの痛みは、大腿後面の近位部に最も多く、次いで遠位外側であり、全力走中の受傷が多かった。腰部の痛みは、体幹伸展時に痛みを生じるものが多く、慢性的なものと突発的なものが同程度であった。

寺脇 久人

## 実務経験から「スポーツと行政」の現状を捉える一考察

戦後、体育・スポーツ行政は、社会体育として1949（昭和24）年の「社会教育法」を根拠としてスタートした。そして、国民の生活が豊かになり余暇を楽しむようになるとともに、1964（S39）年の東京オリンピックの開催を控え、1961（S36）年に我が国初となる「スポーツ振興法」が制定された。その後、2011（平成23）年、超党派によるスポーツ議員連盟PTの発足から同年「スポーツ基本法」が制定され、翌年の「スポーツ基本計画」が策定されるまでに50年が経過していた。

この50年間、文部省は、戦後の「生活の再建と民主主義的な生活」から昭和40年代の「コミュニティ・スポーツ論」に重きをおきながら、スポーツ施設やスポーツへの参加を促すスポーツグループ・教室づくり、スポーツ指導者の養成・指導体制等の整備を進めた。1976（S51）年には、学校開放やスポーツの平等化と民主化を推進する「みんなのスポーツ論」を掲げ「Sport for All」を合言葉としてスポーツ行政を執り行ってきた。その後の政策や中央教育審議会答申でも、これまでの経緯を踏まえ、生涯学習を基軸に生涯を通じた健康の保持増進やレクリエーションとして、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、スポーツに参加することを目的とした「生涯スポーツ」を推進してきた。そして、1995（H7）年には、総合型地域スポーツクラブ育成事業をスタートさせた。これまでのスポーツ行政は、「スポーツ振興法」をベースに、人々がスポーツそのものを行い、楽しむためのプログラムや施設・設備の整備、スポーツ指導者体制を整えることに主眼をおいていた。

しかしながら、現在、私たちを取巻く状況は、少子高齢化と人口の減少が進み、ICT・情報化、グローバル化、AIの進歩が目覚ましいものとなっている。スポーツ界においても、Jリーグ100年構想や様々な競技のプロ化が進むなど、スポーツの在り方や価値が大きく変化している。と同時に、この変化に対応したスポーツ行政や施策が、より一層スピーディーに求められるようになった。

このようなことから、「スポーツ振興法」から50年を経て「スポーツ立国戦略」が策定され、新しく「スポーツ基本法」が制定されたのである。この法改正の前後からは、東京オリンピック・パラリンピック大会の招致活動やスポーツ界の悲願であったスポーツ庁の設置などの法整備等をはじめ、スポーツを取り巻く環境が一段と変わってきた。2017（H29）年度、スポーツ基本法に基づき2021（H33）年度までの5年間の第2期スポーツ基本計画をスタートさせたことから、今後のスポーツ行政や施策が注目されている。

近年、「する」「みる」「支える」スポーツという言葉をよく聞く。

スポーツを、ただ単に自分自身が身体を動かすことに限らず、関係する事象をすべてスポーツと捉えることで、スポーツの概念を大きく変えた。それは、政策・施策面においても顕著に現れている。

人はスポーツを楽しみ、人との交流もあれば切磋琢磨しチャンピオンをもめざす。障害のある人には、リハビリなどのひとつであるとともに楽しみである。また、社会参加への一つの手段でもある。そして、チャンピオンをもめざす。高齢者も同様、ウォーキングやゴルフ、陸上競技や水泳などのスポーツを楽しみ、健康づくりの手段とする。そして、チャンピオンをもめざす。その一方で、スポーツは健康寿命の延長に繋がり、我が国の社会問題でもある40兆円を超す医療費の削減にも役立つと期待されている。

2020（H32）年、世界最高峰のスポーツ大会である東京オリンピック・パラリンピック大会の開催は、世界の人々に素晴らしいパフォーマンスを披露するとともに、多くの人々に勇気や感動を与えてくれる。加えて、204カ国・地域から15,000人以上の選手が参加し、来場者は1,000万人という大会の経済効果は20兆円以上ともいわれ、我が国の経済活動、スポーツ市場におけるビッグチャンスの到来である。

このように、現代のスポーツは、楽しむだけではなく、我が国の経済活動のひとつとしても重要、かつ不可欠な一大産業へと成長している。その価値は、本来スポーツの持つ楽しさとはもとより、スポーツに伴う施設整備や大会・イベント、メディア、ツーリズム、健康など多方面において大きく発展、進化し続ける確かなコンテンツとして、教育界、医療・福祉、経済界はじめ各界から大きな期待が寄せられている。

以上、戦後のスポーツの捉え方を踏まえながら、教育・学校体育はじめ教育委員会、大阪体育協会、大阪府知事部局のスポーツ振興課及び障害福祉課、文部省におけるスポーツ行政・施策をそれぞれの職場の経験から、スポーツ施策とスポーツの価値、概念の変化に至るまでを考察した。

## 大阪学院大学人文自然学会会則

第1条 本会は「大阪学院大学人文自然学会」と称する。

第2条 本会の事務所は大阪学院大学図書館内におく。

第3条 本会は本学の設立の趣旨にもとづいて人文および自然科学の発展に寄与し、各分野にわたる会員相互の学術研究の交流を目的とする。

第4条 本会は次の事業を行う。

1. 機関誌『大阪学院大学人文自然論叢』の発行
2. 研究会、講演会および討論会の開催
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会の会員は、大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部の専任教員で、人文もしくは自然科学を専門とする者および本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者とする。

第6条 会員は本会の機関誌に投稿し、かつ機関誌その他の本会の刊行物の配布を受けることができる。

第7条 本会には次の役員をおく。任期は2年とする。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 1名
3. 庶務委員 2名
4. 編集委員 4名

第8条 会長は会員（教授に限る）の中から投票により選出し、総長がこれを委嘱する。ただし、連続2期を超えて選出されてはならない。

副会長は会長が会員の中から委嘱する。任期は会長に準ずる。

委員は会員の投票により選出し会長が委嘱する。ただし、毎年委員の半数を改選するものとする。

会長ならびに委員の選出において、得票数が同数の場合は、会長は年長者を、委員は年少者を選出する。

第9条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐する。

第10条 会長は役員会を招集して、その議長となる。

第11条 会長は会務執行に必要なとき、会員の中から実行委員を委嘱することがある。

第12条 総会は年1回これを開く。ただし、必要あるときは、会長が臨時に招集することができる。

第13条 本会の経費は大阪学院大学からの交付金のほかに、有志からの寄付金、その他の収入をもってあてる。

第14条 各学会の相互の連絡調整をはかるため「大阪学院大学学会連合」をおく。

本連合に関する規程は別に定める。

第15条 会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第16条 本会会則の改正は総会の議を経て総長の承認をうるものとする。

### 附 則

この会則は、昭和49年10月1日から施行する。

昭和51年9月9日改正

昭和56年 1月22日改正  
昭和61年 6月 5日改正  
昭和62年 6月 4日改正  
平成15年 6月12日改正  
平成23年 4月18日改正  
平成25年 4月 1日改正

以 上

## 大阪学院大学人文自然論叢投稿規程

1. 投稿論文は、未発表のものに限る。
2. 投稿論文は、編集委員会が依頼した査読者の査読を経た後、編集委員会で掲載を決定する。
3. 投稿資格
  - イ. 投稿者は、原則として本会の会員に限る。
  - ロ. 会員外の投稿は役員会の承認を必要とする。
4. 提出原稿の分量の限度は、原則として本誌刷り上がりページ数12ページとする。

これは和文原稿の場合、200字詰原稿用紙80枚（16,000字）に相当し、欧文原稿の場合、A 4判・12ポイント・ダブルスペースで20枚に相当する。（提出原稿がデータの場合は、Wordファイル形式とする。または、その他のファイル形式の場合テキストファイル形式とする。なお、提出原稿は、正本とコピーを2部提出することとする。）

ただし、制限分量を超えるものについては編集委員会の承認を必要とする。
5. 本誌はB 5判とする。発行は、前期・後期の2回とし、年間総ページ数は220ページを基準とする。
6. 原稿は、論説、研究ノート、資料、その他（レビュー、紹介、書評、学内消息など）に区分し、この順序にしたがって編集する。原稿の掲載順序については、編集委員会で検討のうえ決定する。
7. 別刷（抜刷）40部 無償とする。
8. 要旨集発行のため、要旨を添えること。（200字詰原稿用紙3～4枚。邦文ヨコ書き）

なお、この要旨は独立行政法人 科学技術振興機構（JST）の「科学技術文献データベース」にも掲載される。ただし、和文1,000字、英文2,000字を超える場合は（...）と表示される。
9. 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。

なお、出版権、頒布権は大学が保持するため、論文転載を希望する場合は、学会宛に転載許可願を提出願うこととする。
10. 投稿された論文の著作者は、当該論文を電子化により公開することについて、複製権および公衆送信権を大学に許諾したものとみなす。大学が、複製権および公衆送信権を第三者に委託した場合も同様とする。

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

以 上

## 大阪学院大学人文自然論叢執筆要領

### 原稿について

1. 原稿は確定稿であることを原則とする。校正段階での加筆訂正は極力さけること。
2. 原稿は正本を提出し、かならず原稿提出票をつけること。原稿提出票は学会連合事務局（図書館内）にある。
3. 原稿は黒または青のペン書き、またはワープロ原稿とすること。（欧文原稿はタイプライト）。
4. 原則として目次は使用しないこと。
5. 原則として古典・地名または学術用語などの特殊な例を除き現代かなづかい、および当用漢字を使用し、難字は欄外に朱筆大書すること。
6. 原稿中の数字は原則としてアラビア数字を使用すること。
7. 和文原稿中の欧語はタイプライトまたは活字体とすること。

### 注と文献表について

8. 注は原則として脚注とする。その他の場合は、注の付け方を明示すること。
9. 原稿での注は一括して本文の文末にまとめること。印刷に際して脚注（あるいは指定した書式）となる。
10. 文献表を必要とする方は、原稿執筆に際して注の後に一括して書くこと。論文末に一括して掲載する。
11. 文献表の配列及び形式は各自が所属する学会で行われているものとする。

### 図・表について

12. 図・表は1表・1図ごとに別紙に書き、図表ごとに通し番号・図表名・説明文を記入して、本文原稿の右欄外に挿入箇所を指定すること。
13. 凸版印刷にかける図・表は原則としてトレーシングペーパーに墨入れし、厚手の台紙に貼付すること。  
ただし、図表中に入れる文字は写植をするため鉛筆書きすること。
14. 写真は鮮明なものに限り、特別な場合を除いて白黒のものを使用し、取り扱い図・表に準ずること。  
図・表・写真などのカラー印刷については、役員会の承認を必要とする。
15. 図・表・写真などはかならず縮尺または仕上り寸法を明示すること。

### 印刷・校正

16. 原則として、執筆者校正は2校までとし、2校までに校正の必要がなくなれば校了または責了と書くこと。
17. 執筆者校正は、校正刷到着の日より3日以内とする。
18. 執筆者校正の段階で加筆・訂正を加え、印刷組替えを生じた場合、組替料の実費を必要とする。また特殊な印刷によって通常の印刷費を大幅に上回る場合も同様とする。
19. 特別に指定される活字の大きさや字体については、執筆者が直接原稿に明示すること。それ以外の印刷上のスタイル、活字号数などは編集委員会において決定する。

以 上

### 執筆者紹介 (原稿受理順)

寺脇久人 (経済学部) 講師

松尾信之介 (経済学部) 講師

### 大阪学院大学人文自然学会会員 (2018年3月31日現在)

秋田 亨	情報学部	岩出 秀平	情報学部	上地 宏	商学部
梅田 享	外国語学部	大谷 朗	情報学部	川本 芳久	情報学部
菊野 亨	情報学部	佐野 学	情報学部	杉山 伸一	商学部
角田 聡	経済学部	高田 裕文	商学部	竹井恵美子	国際学部
竹松 良明	経営実務科	田中 豊	情報学部	谷口 高士	情報学部
淡 誠一郎	情報学部	寺井 正幸	情報学部	寺脇 久人	経済学部
長澤 宣親	経済学部	西田 知博	情報学部	野口 隆	経済学部
廣藤千代子	経営実務科	藤原 哲郎	経営学部	藤原 秀雄	情報学部
藤原 学	国際学部	松尾信之介	経済学部	松田 潤	情報学部
松山 壽一	経営学部	三上 孝雄	経済学部	村上 孝三	情報学部
森井 紳	商学部	八木 徹	商学部	山内 武	経済学部
山下 博志	情報学部	吉山 昭	情報学部	渡辺千香子	国際学部

(50音順)

### 大阪学院大学人文自然学会役員

会 長	松 山 壽 一 (経 営 学 部)
副 会 長	竹 井 恵 美 子 (国 際 学 部)
庶務委員	川 本 芳 久 (情 報 学 部) 松 尾 信 之 介 (経 済 学 部)
編集委員	大 谷 朗 (情 報 学 部) 森 井 紳 (商 学 部)
	山 内 武 (経 済 学 部) 山 下 博 志 (情 報 学 部)

平成30年3月25日 印刷

平成30年3月31日 発行

編集兼 大 阪 学 院 大 学  
発行者 人 文 自 然 学 会  
〒564-8511 大阪府吹田市岸部南二丁目36番1号  
TEL 06 (6381) 8 4 3 4(代)

印刷所 大 枝 印 刷 株 式 会 社  
〒564-0031 大阪府吹田市元町28番7号  
TEL 06 (6381) 3 3 9 5(代)

**THE BULLETIN  
OF  
THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES  
IN  
OSAKA GAKUIN UNIVERSITY**

**Nos. 75-76**

**March 2018**

---

**CONTENTS**

**Articles**

Shinnosuke Matsuo

The injury experience of junior elite track and field athletes ..... 1

**Notes**

Hisato Terawaki

A Study of the current state of “Sports and Public administration”  
From practical experience ..... 19

**News** ..... 35

**Summaries** ..... 38